

# 文久期公武合体運動と「王霸論」的秩序観

吉 田 昌 彦

## 一、はじめに

桜田門外の変による幕権失墜の後、文久初年、二つの雄藩公武合体運動が中央政局に出現した。一つは、長州藩士長井雅楽が唱導した「航海遠略策」であり、もう一つは、薩摩藩主の実父島津久光が指導する薩摩藩公武合体運動である。しかし、両者は、政治的には対立関係にあり、その体制構想も異なっている。維新変革の体制構想の中で両者が如何なる段階規定を持ち、如何なる意義を有しているかを小論で検討してゆくこととする。その際、「王霸論」的秩序観をメルクマールの一つとしたい。

## 二、「航海遠略策」の具体的内容

### (一) 君臣関係と統治権の所在

「航海遠略策」の主要内容として最初にあげられるのは「王霸論」的秩序観の体制化である。同秩序観とは、天皇を「王(君主)」、征夷大將軍を「霸者(『諸侯』の旗頭)」、大名を「諸侯」と位置づ

けるものであるが、次のような特色を持っている。その一は、「王」たる天皇が全国統治権を本来所有し、「霸者」たる將軍はその委任を受けて代行しているにすぎないとし、「大政委任論」の立場をとっている点である。その二は、「大政委任論」を君臣関係に拡大し、「諸侯」たる大名が「王」たる天皇の臣であり「霸者」たる將軍の家来でないとしている点である。これらの特色は、幕府がその圧倒的軍事力によって全国統治権を確立し、大名との間に君臣関係を成立させたという現実の権力関係を無視したものと見え、幕藩体制下の中央統一権力者―「封建王」―たる征夷大將軍と古代王権の遺制たる天皇との併存を儒教理念で合理化せんとした論理的虚構といえよう。

しかし、「航海遠略策」の創唱者である長州藩士長井雅楽は、本来、虚構であるべき「王霸論」的秩序観にもとづいて中央統一権力の再編成原理・君臣秩序を構築しようとしている。

天朝へ一天万乘之君、幕府へ武臣之棟梁と申事、是又教さるに知候得は、当今素より御実事可有之儀に無之候得共、(幕府の)天朝御輕蔑申雜説、一旦相起候てハ、(中略)忽海内幕府を奉疑、

種々御手煩も差起り、終に乱根と相成可申ハ勿論之事にて、(中略) 皇国未曾有之御大事と、(中略) 深心配仕居候、右ニ付、海内之人心奉疑幕府候儀、乍恐御実行なくてハ迎も御取返し相成間敷候得ハ、何卒今一際天朝御尊奉之御所置被為在、海内之人心感服回悟仕候様有之度、奉願候

引用史料の冒頭部分において、長井雅楽は「天朝ハ一天万乗之君、幕府ハ武臣之棟梁」と規定し、「王霸論」的秩序観に立脚していることを表明している。その上で、長井雅楽は、「天朝御軽蔑」という幕府による「王霸論」的秩序の無視(という風聞)が朝幕関係の毀損・人心混乱の原因であるとし、幕府に対して、同秩序観にもとづいた「尊皇」実践の明確化を求めている。これは、同秩序観の規定する天皇・將軍間の君臣関係を「封建王」たる將軍が肯定し、体制の主要部分として確固と定着させ、將軍が自ら「封建王」たることを放棄することを主張したものである。そして、かゝる君臣関係の整理は中央統一権力の再編成の分野に拡張し、両分野は「王霸論」的秩序観を媒介として統一性を有するに至っている。

(a) 仰願クハ偏ニ皇国の御為ト思召サレ、京都・関東トモ(対外政策の不一致によつてもたらされた)引用者、以下、同)是迄ノ御凝滞丸々御水解遊バサレ、改テ急速航海御開、御武威海外ニ振ヒ、征夷ノ御職相立チ候様ニト、敵勅関東ハ仰セ出サレ候ハ、関東ニ於テ決シテ御猶予ハ之レ有間敷、即時勅命ノ趣ヲ以テ列藩ハ台命ヲトサレ、御奉行ノ御手段之レ有ル可ク、左候時ハ、国是遠略天朝ニ出デ、幕府奉ジテ之レヲ行ヒ、君臣ノ位次正シク容易ニ海内一和仕ベク候。

(b) 是迄京都関東御見込齟齬仕候様、世間御疑申上候様御座候得ハ、第一京都之御様子御向被仰上、京都之御差図被為受、叡慮之次第を以、海内へ被仰出候ハ、人心須叟に疑念を散し、忽感服可仕候。

史料(a)において、「王」たる天皇(朝廷)は、「王者」たる征夷大將軍(幕府)に対して「国是遠略」——基本政策——を下令する最高の命令権者であり、征夷大將軍は、「敵勅」を遵奉して「諸侯」たる大名(藩)に「台命」を發する中間指揮者とされ、大名(藩)は「台命」を実施する執行者に位置づけられているのである。(勿論幕領においては將軍も「叡慮」を実施に移す執行者であるが)

以上のように、「航海遠略策」が構想した統治者(機構)間の指揮命令系統は、「王霸論」的秩序観における天皇・將軍・大名の序列・位置づけと一致しており、まさに「君臣之位次正シク」と評されるに足るものと云えよう。そして、それが、中央統一権力として幕府が有する最高指揮・命令権を否定するものであったことは論を俟たない。

史料(b)は、幕府が政策の発令に際して朝廷の「御差図」を受け「叡慮」に沿った形で「台命」を下すことを主張し、政策の最高決定権が「王」たる天皇に在るべきことを述べたものである。これも、中央統一権力としての幕府の恣意的な政策決定権の放棄を求めたものである。かゝる主張は、「王霸論」的秩序観における天皇の理論的優越性がクローズ・アップされ、それが論理的虚構から現実の政治体制・秩序に転化されようとしていたことを示している。つまり、朝廷をも含んだ幕藩体制の統治秩序を合理化せんとしていた

「王霸論」的秩序観は、その論理的虚構（「王」として天皇は本来全国統治権を有し將軍・大名を臣とする）と現実の統治原理（將軍は自己の武力で全国統治権を確立・行使し、天皇は全く同権とは無関係であるとともに大名は將軍の臣である）との矛盾を糊塗していた「大政委任論」を「消捨」し、基本的政策の決定・発令に関しては天皇が「王」として全国統治権を行使し「霸者」たる將軍を指揮するといふ、同秩序観の君臣関係・全国統治権の帰属論に即した、より単純な新体制理論を生み出したといえよう。そして、かゝる同秩序観の体制化が、史料(a)・(b)の最終部分に示されるように内外のインパクトに対する「人心」の安定、ひいては外庄に対峙し得る国内体制の再構築を目指して提起されたことは自明であろう。

#### (一) 現実の政策決定過程

前小節において「航海遠略策」の全国統治権の所在・君臣関係について検討してみた。その結果、將軍・大名を臣属させるとともに基本政策に関する最高決定権・命令権を有する君主（最高統治機関）であると天皇（朝廷）がされる一方、將軍（幕府）は天皇に対する臣属関係においては基本的に大名と同等であり基本政策についても天皇（朝廷）の指揮を受けるべき「勅詔」遵奉・執行者（機関）という性格を付与され、「封建王」（中央統一権力）としての性格は稀薄化されていることが明らかになった。また、大名（藩）も「配慮」にもとづいた「台命」の遵奉・執行者（機関）と位置づけられている点、その統治（機関）としての性格が將軍（幕府）のそれと共通項を有していたことを知り得た。

しかし、留意すべきは、かゝる構想が飽くまでも建前としての体制であり、人心安定を達成し得る全国統治「形式」の確立という性格を包含していた点である。例えば、天皇を最高政策決定・命令権者に措定しながらも、同構想において「京都・関東」双方の譲歩を求めているのである（前小節史料(a)）。このように、長井雅楽が「航海遠略策」推進に際し、現実の政治過程において政策決定の実権を天皇が掌握すべきであると考えていたかは即断しがたい。以下、基本政策たる「航海遠略」の「国是」を題材にしてこの点を検討していく。

(i) 「航海遠略」の「国是」の具体的内容は次の通りである。

(i) 欧米列強と締結した条約を一方的に破棄し鎖国体制に復帰しようとすることは、「名義」を日本が欠き、対外戦争を招くこととなる。

(ii) 「名義」を欠いた上に「二百年來、大船製造大洋航海御制禁ニ付、皇国ニ軍艦乏敷、航海不案内」という状態では「皇国之人物英敏勇敢」であっても日本の敗北は必然である。

(iii) ゆえに、海防の要諦は「一日も早く航海御開き」「皇国之人航海ニ熟し、外夷之情実熟知」することにあり、これが成し遂げられるならば欧米列強を圧倒することも可能である。

(iv) 以上のことから、「御国内之儀、忠孝節義を本と仕り、輕拳妄動無之様、制度嚴重被相定、航海御張立、將を選ひ士を練り、皇国之御武威海外ニ輝き候様、是亦厚く御世話被為在候ハ、内外共御実備相調、一皇国を以、五大洲を庄倒仕」べきである。<sup>(3)</sup>

このような「航海遠略」の「国是」は、朝廷の従来の対外政策に  
 対し、① 条約破棄・鎖国復帰を命じる「偷命」を幕府が奉行しな  
 かったことを「御国之御為メ」という観点から「理無之共難申」と  
 正当化し対外政策に関する天皇の主體的決定を否定していること

② 「鎖国之叡慮被思召替」とあるように朝廷の従前の対外政策の  
 放棄、「航海遠略」の「国是」への同調を天皇に要求していること  
 という二つの内容を有しており、長井雅楽が、現実の政治過程で  
 「御国之御為」という上位概念で「王霸論」的秩序観における天皇  
 の絶対性を克服しつゝ天皇の政策決定よりも自己や幕府の政策決定  
 を尊重していたことを示している。かゝる傾向は「国是」決定過程  
 においても看取される。

(ホ) 漸々御大变革之御処置に相成候共、人心一和之期無之、幕府之  
 御政道、上朝廷へ御憚有之、下ハ有志之徒を被成御厭候て、有  
 事万端悉く因循苟且に相成、非常之御大業は難立候、其起る所  
 を尋候得は、太平之俗情一日之安を偷、一身の死を憚候心底に  
 付、於幕府に一旦奮然、御国威挽回之儀吃と被為思召立、今一  
 応列藩へも御詢候て、叡慮御伺相成、速に大艦を造り、巨砲を  
 鑄、択将練士、国を開き海に航し、神州固有之忠孝を以て我体  
 となし、洋夷日新之功利を以て我用となし、和文通商之形を以  
 て五洲各国を横行し、其情実熟知之上、皇化を五洲に施候様、  
 遠略之御国は被相定、改て勅諭を以て右御国是之旨被仰出、幕  
 府におみて叡慮御遵奉、列藩へ台命を被下、列藩にても叡慮遵  
 奉仕候様能成候へ、人心一和、偷安忌戦之陋習一朝に相改、人  
 々心胆を練磨し、智識を発明する道に向ひ、富国強兵之術、開

物成務之功も容易に成就可仕候（文久元年三月二十八日「航海  
 遠略之藩是」）

(ハ) 右御国論（「航海遠略」の「国是」）速ニ（幕府が）御決定相  
 願候儀に御座候、右之通り御合体の御取扱顯然と相成、天下の  
 人心感服、御国体敵然の御国論被相立候へ、定て叡慮も可被  
 為在、素より開鎖の体へ御泥ミ被為在候儀ニ有之間敷候ニ付、  
 叡慮より被為起、右御国是之旨、勅諭を以て被為仰出、右を御  
 遵奉被遊、台命を以て列藩へ御沙汰相成候へ、義理判然人心  
 感服仕（以下略）（文久元年十二月八日「老中久世広周宛長井  
 雅楽書翰」）

(ト) 文久二年三月の「航海遠略策」に関する入説活動において、長  
 井雅楽は、朝廷側の正親町三条実愛、中山忠能、岩倉具視に対  
 し、① 朝廷の幕府に対する従前の姿勢「年来御国政関東に  
 御委任に被為泥、幕府諸有司之存意を御斟酌被為在、節角之  
 （天皇の）思召をも宛曲に被仰出候」こと一を改め、「此後は  
 何事も（叡慮を）断然と可被仰出」「諸有司」を「恐入拜服可  
 致」ようにすべきこと ② 「大膳大夫（長州藩主毛利慶親）  
 ハ開港航海ノ義ハ方今御国是ト定メラレ然ルヘキカト思考スレ  
 トモ、是ハ長門一藩ノ論ノミ、朝廷ニ於テ必ス此旨意ヲ御採用  
 アランコトヲ請願スルニ非ス。朝議ハ勿論他ニ卓越ノ高説アラ  
 ハ必ス之ニ從フテ周旋尺カスヘキ存念」であること という二  
 点を言明しているにもかゝらず、実際には、「航海遠略策」  
 の朝廷側採用を強烈に働きかけ続け、その工作が島津久光率兵  
 上京、朝廷の薩摩藩建白採用一によって頓坐した時、長井雅楽

らは、直ちに「叡慮」を遵奉せず、幕閣と連携して将軍上洛の巻き返し策を企図していたこと。

(甲)において、朝廷・尊攘派の制肘を受けて幕府が決然たる政策決定を行なわねいことを遺憾とし(傍線部①)、幕府が「奮然」と「御国威挽回之儀」を「屹と」思い立つことによって発議し、幕府による対大名諮問、朝廷への伺いを経て(傍線部②)、幕府本来の対外政策でもある「航海遠略」の「国是」を将軍が政策決定権を行使し、「被相定」ること(傍線部③)が主張されている。

また、(乙)は、幕府の「国是」決定後における朝廷の在り方を述べたものであるが、幕府による尊皇の実践・欧米列強を圧倒し得る指針(傍線部①)が存在する限り、その具体的内容は幕府の決定を承認することであり(傍線部②)、天皇が有するとされる最高政策決定権の行使が政策の具体的内容を左右し得る性質のものでなかったことを知り得る。ゆえに、(甲)の傍線部③・④と(乙)にあるような朝廷による「国是」承認・同公布の「勅諭」「台命」は、「王霸論」的秩序観の体制化に即して「人心」安定を図る機能を果たすもの、政策決定に関しては何ら実質的意味を持たない「形式的手続き」という性格を色濃く持っていたものと考えられる。

ところが、(丙)における長井雅楽の発言自体(①・②)は、現実の政策決定過程において「君主」として最高政策決定・指揮命令権を恣意的に行使することや、朝廷の選択によって長州藩が「航海遠略策」を放棄することを述べたものであり、(甲)・(乙)にもとづく現実政治での朝廷の位置づけと矛盾している。しかし、以下の理由で、この長井雅楽の発言が彼の政治的真意でなかったと判断される。その

理由とは、(a) 長井雅楽が「航海遠略策」入説に際して、幕府の基本方針(朝廷側による福井前藩主松平慶永の大名起用の拒否等)を伝えて、朝廷側の行動を抑制しようとしていること。(b) 島津久光率兵上京によって朝廷が薩摩藩の建白を採用したために「航海遠略策」入説に失敗した時、長井雅楽は「内勅」によって帰府したものの、(丙)の後半部に見られるような政治行動をとり、前述の①・②の発言に背反していること、という二つ事実である。つまり、公家達を説得する際、その歎心を買入手段として用いられた「王霸論」的建前論であったといえよう。現に、雅楽は、長州藩士林主税に岩倉具視らへの説得活動について次のように書き送っている。

締る処開鎖和戦へ兎も角も、御国体之第一ハ叡慮確定、人々何と申候ても御動不為游候様無之候てハ、天下之人心向ふ所を知り不申、明論奇策如岳御座候ても何之役ニも不相互、公家方ニハ他之御良策より、第一叡慮御取固め御動き無之様被為在度、此儀ハ如何ニ考候ても、地下の心底ニ不任せと申事にて逐掛り置候。

こゝにおいては、「叡慮」の断固たる確定という「王霸論」的秩序観にもとづく論理は公家達にとつて極めて受容しやさいものと考えられ、「と申事にて逐掛り置候」という文辭が示すように説得活動の技術的言い回しの色合いが濃いものである。そして、他者に左右され得ない「叡慮」の確定を「公家方ニハ他之御良策より」優先させるべきものと主張する一方、「航海遠略策」を入説し続け「大原・岩倉両卿ハ都合筋合も相立居候」というように入説成功を長井雅楽が確信するに至っていることを考え併わせる時、彼が主張する「叡慮御取固め」とは、① 幕府の政策でもある「航海遠略策」へ

の同調・擁護 ② 「航海遠略策」に敵対する尊攘派等の主張の峻拒を天皇（朝廷）に要求したものであり、天皇の恣意的政策決定・指揮命令を決して期待していなかったのである。このことは、「王霸論」的秩序観の体制化が、幕府による「尊皇」実践に代表される君臣関係の分野のみで実態化し、統治機構の指揮・命令系統・政策決定権等の分野では飽くまでも「建前」であり、統治「形式」の整備に過ぎなかったことを意味しているといえよう。それは、「航海遠略策」が構想していた「変革過程」が「京都・関東とも是迄の御凝滞丸に御水解遊され」という言葉に端的に示されるように大規模な国内変革を経ない朝廷・幕府双方の譲歩・妥協によって確立し得る曖昧な性格なものと軌を一にしている。かゝる不徹底な性格の根底には、④ 幕府の「尊皇」勵行によって「天下の人心感服仕、右物議御鎮静容易ニ相整、御国体の基本も相立可申」という状況認識 ⑤ 「先第一京都之御威光相立、第二関東之御都合宜敷様にとの外心配得仕問敷」という長州藩の立場、という要素があり、君臣関係・統治「形式」において幕府に「名」を捨てさせその「尊皇」を顕在化させつつ実際の政策決定過程においては幕府の「実」を確保する余地を生み出したといえよう。

### (三) 中央政局参加問題と「王霸論」的秩序観

本小節においては、長井雅楽らが、「航海遠略策」推進にあたって、幕閣独裁・諸藩による朝廷への政治的接触禁止等の幕藩体制下における統治原理を如何に位置づけていたかを検討することゝする。

親藩・外様雄藩による中央政局干渉を可能にした根本的原因は、① 幕藩体制解体に伴なう幕府の大名統制権空洞化・幕府権力に対する藩権力の相対的上昇 ② ベリー来航によって加速された封建危機・日本の植民地化への危険性に起因する封建領主階級総結集の必要性の二つである。後述するように、薩摩藩は、島津久光率兵上京でこれらの根本原因（殊に①）を露骨に戦術化する事により幕府を圧倒し、前述の幕藩体制の統治原理を粉砕し去っているのに比し、「航海遠略策」において長州藩は、件の根本原因を露骨に戦術化することなく、極めて微温的手法で自己の中央政局参加・朝廷との政治的接触を達成しようとしている、すなわち、「朝廷へ之御忠節、幕府へ之御信義」・「御国家の御大事に可立至」きこと回避というスローガンの下、時には「御奉公之為存意申上度」などの言辞を弄しつつ、長井雅楽らは、老中久世広周に中央政局参加を認めさせたのである。このように、長州藩は、「王霸論」的秩序観・「国家之安全」という上位概念で「幕閣独裁」を克服しつつも、幕府に建白するなど幕府（將軍）―長州藩（大名）という幕藩体制下の階層秩序を尊重する姿勢を見せているのである。さらに注目すべきは、親藩・外様雄藩の中央政権への進出・中央政局参加拡大という自己本来の要求を、久世・安藤政権の希望を容れて長井雅楽ら長州藩サイドが抑制しようとしている点である。すなわち、文久二年二月二四日（幕府が長州藩に対して「航海遠略策」にもとづく朝幕間周旋を正式依頼した日）、江戸城中で長井雅楽は、久世広周ら幕閣の「越前前中将殿（福井藩前藩主松平慶永―橋派大名グループの中心・安政大獄で責罰・後に一部有免）御大老職などの儀、従京

師は今被仰出候者、指当り於幕府御指支可有之候間、此段予め致内談置候<sup>(16)</sup>、という言明を了承しているのである。これは、親藩・外様雄藩大名の幕府中枢進出による中央統一政権の改編・強化・全国的規模における海防体制構築という、安政年間、一橋派大名グループによって提起された雄藩本位の政治路線を否定したものと見えよう。また、この席で、「御同席御外席にて、有志の諸侯へハ御相談之事」という希望を雅楽は述<sup>(17)</sup>べ、親藩・外様大名の中央政局参加拡大を志向し、幕閣の承認を得てはいるが、その相談対象は、鹿兒島・熊本両藩のみに限定されており、その具体的内容も「御建白之御趣意御直に申述、猶御彼方御見込之筋をも承り、委細御相談被仰入候<sup>(18)</sup>」というものであり、直ちに両藩に対して中央政局への積極的な直接参加を誘うものでなかったのである。以上のことから、久世広周ら幕閣が長州藩に「航海遠略策」にもとづいた朝幕間周旋を依頼した時点において、長州藩の中央政局参加が、旧一橋派大名グループの構想・後の雄藩会議指導下の会議政体等に示される中央政局拡大・自己本位の中央統一政権の改編・構築という一連の親藩・外様大名本来のものではなく、極めて自己抑制された理念にもとづいていたものであり、幕藩体制本来の姿に比較的近いものであったことは明らかである。

次に、長州藩による朝廷への政治的接触について述べよう。長州藩士長井雅楽は「航海遠略策」実現を目指して藩命により朝廷サイドと接触したわけであるが、その第一の特色は、朝廷に対する大名の政治的接触禁止という幕藩体制の基本ルールを幕府の手によって修正し、自藩について特例を創出することを期待していた点であ

る。それは、「航海遠略之藩是」が、最初に行なうべき手続きを、「一先航海之術御開之儀を幕府へ被仰建」ることと規定し、「若朝廷へ〔航海遠略策〕に關して」御申解之儀幕府より御依頼有之」場合、初めて対朝廷政治接触を開始することを予定していたことや、朝廷への入説活動を公式に開始したのが文久二年二月二十四日の幕府依頼を俟<sup>(20)</sup>つてからであることによって確認される。もっとも、実際には、幕府への建白以前、長州藩は朝廷に打診を行なつてはいるが、① 同工作を飽くまで「内密小臣（長井雅楽）に上京申付け」（朝廷の意向を）御内々相伺<sup>(21)</sup>うという形式をとっていること ② 同工作の結果、朝廷は「航海遠略策」に同調し「長州家へ倫旨をも被下度」との姿勢を示すが、これに対し、雅楽は「只今に於てハ真密之儀、却て如何敷可有之」との判断を示し、「御製」を受けるに<sup>(22)</sup>どめていること という事實は、事前の対朝廷打診工作が極秘・非公式のものであったことを示している。すなわち、幕府による基本ルール修正・特例創出までは公式な対朝廷政治的接触を控えるとの長州藩の方針は、こゝにおいても一貫しているのである。第二の特色は、同藩が幕府を超越して朝廷と結合し、その権威をかゝげて反幕・倒幕の行動に出る可能性を自己否定していた点であり、それは、前述した事前工作の際、「航海遠略策」が幕府の拒否によって失敗した場合には「長州藩が」天威を奉し、御周旋しすべきとの朝廷側の意向を、「海内隙を生し候てハ、誠に皇国之御大事」という観点から雅楽が拒否したことに看取されるのである。以上の二特色は、親藩・外様藩の朝廷に対する政治的接触禁止を長州藩に不適用を久世・安藤政権が決するまでは、同藩が同基本ルールを公式

上、遵守しようとしていたこと、<sup>24)</sup>「航海遠略策」に関する長州藩の対朝廷工作が決して反幕の傾向になかったことを明示している。

つまり、同藩の基本的立場は、「天朝への御忠節、幕府への御信義、蒼生への御仁恵」を全うすべき「諸侯」の責務として「公武御一和、皇威海外に振ひ候様、御周旋」し「皇国廃興之際」という危機的狀況を打開せんとするものであり、<sup>25)</sup>「王霸論」的秩序観にもとづいた緊急避難的論理に立脚していたのである。ゆえに、同藩以外の大名による対朝廷政治的接触は予定されておらず、同藩は、基本的には親藩・外様大名の対朝廷政治的接触の禁止規定温存を容認していたものと判断される。現に、同藩は「航海遠略策」について相談した薩摩・熊本両藩に対してもその朝廷工作を依頼していなかったし、<sup>26)</sup>雅楽より尊攘派に近い周布政之助でさえ、文久二年五月、田安慶頼上京に代わる將軍上洛を主張した際に「私式（毛利慶親）外様之身分として直に奉侍天聽候段、甚以奉恐入、個様之儀自然列藩并草莽志士承及、天下之公論と存付事件ハ公儀を差越、直に朝廷へ申上候て不苦様心得違、自己之了簡を以て、毎々上言など仕候様成行候てハ（中略）幕府を輕蔑仕候筋に相当」・「下列藩以下を御鎮庄、天下之公論を御総括」することは「將軍之御職」と規定し、大名の対朝廷政治的接触を否定するとともに大名・士庶民による幕藩体制的階層秩序の遵守さえ主張しているのである。それは、「王朝論」的秩序観が持つ論理的可能性―天皇・大名間に設定されていた君臣關係が政策決定・政治的結合の場に拡大・発展し両者の政治的接触を肯定・推進しようとするもの―を最少限に抑えたものといえよう。このことは、一橋慶喜將軍継嗣擁立をめぐる「勅諭」を獲

得し自派の勝利を不動にしようとした一橋派大名グループや、「戊午の密勅」によって井伊直弼政権を打倒しようとした水戸藩士等に見られる朝廷の独占・利用、幕藩体制的階層秩序の無視と対照を見せしており、「航海遠略策」をめぐる長州藩の対朝廷アプローチが従前の雄藩によるそれと異質なものであったといえる。

#### 四 藩権力と富国強兵

本小節においては、中央統一権力の編成原理を離れて、長州藩という個別封建領主権力にとって「航海遠略策」が如何なる意義を有していたかを検討したい。

「航海遠略之藩是」には同策成功の暁に実行に移すべき藩内政策が列挙されている。それらは、封建教化・富国強兵にわたる総合的なものである。すなわち、郷校建設等による封建イデオロギー強化・藩士土着を通じて藩権力の農村への再浸透を前提に、農兵の編成・米・国産品の生産向上による藩財政強化が構想されている。かゝる諸政策「富強之基」を踏まえて、藩政府は、国産品奨励・藩専売制という既存の藩財政浮揚策を藩際交易・藩営貿易に延長・拡大することによって、世界資本主義の日本包摂に対応した藩財政基盤確立策を実現すると同時に、海軍力をはじめとする藩軍事力を整備・強化することを企図するに至っている。<sup>27)</sup>以上の富国強兵策実現のためには本格的開国の推進・体制の安定は不可欠であり、かゝる意味合いこそが藩権力次元における「航海遠略策」推進の意義であったといえよう。つまり、中央の新体制構築による人心安定・本格的開国を実現させると同時に、従前、幕府が独占してきた貿易権を諸

藩に分有させることによって体制全体の強化を図ることが構想されていたのである。かゝる藩権力強化と体制安定とは相互補充関係にあるが、それは、幕府・藩の温存を前提とする「王霸論」的秩序観を「航海遠略策」の主要々素にしていたため各個別封建領主権力の強化なくしては体制安定はあり得なかつたことに規定されていたといえよう。しかし、諸藩による貿易権分有の主張は、明らかに幕府が有する中央統一権力としての権力基盤の一つに対する藩サイドよりの攻撃である以上、「差向き蒸気船老艘御注文、庚申丸外国へ渡海等之儀、於江戸表被成御願候」という幕藩間の階層秩序に沿った出願方法により幕府の意思を尊重する姿勢を見せているにせよ、幕藩体制下における幕藩間矛盾を止揚し得ず、「航海遠略策」に関連して幕府・長州藩間に緊張関係を内在せしめ続けたことは否定出来ないものである。この意味において、中央統一権力再編成問題と異なり、藩権力強化策は、幕府統制下に呻吟する藩権力本来の志向を反映させたものといえよう。かゝる攻撃性を潜在させていたことは、「王霸論」的秩序観（維新変革においては、それ自体、過渡的性格を有している）を発現させるにあつた「航海遠略策」の未熟性を物語っているものと考えられる。

註

- (1) 「文久元年七月二日老中久世広周長州藩士長井雅楽会見報告書」(長井雅楽詳伝、以後、詳伝と略す)八九頁
- (2) 「同前」(同前書九〇頁)
- (3) 「同前」(同前書九一〜三頁)

- (4) 文久元年三月「長州藩主毛利敬親宛長井雅楽建白書」(同前書五六〜七頁)。なお、「航海遠略策」の「国是」に対して、老中久世広周は、「誠ニ御尤千万」と評し、「於幕府も御同様之議論ニ候所、此ニ一ツノ難渋有之候ニ付、只今迄其儀公然と被行難」かつたものであるとし、長州藩が主張する「航海遠略」の「国是」が幕府の基本方針として存在していたことを表明している(註八一参照)同前書九三頁。

- (5) 同前書六〇〜一頁。
- (6) 同前書一四頁。
- (7) 『岩倉公実紀』五三五頁。
- (8) 『詳伝』一六〇〜八頁。
- (9) 文久二年三月二十日「正親町三条実愛宛長井雅楽上申書」(同前書一三二頁)。
- (10) 同前書一三四頁。
- (11) 同前書一三五頁。
- (12) 註(一)参照。
- (13) 文久元年十二月八日「久世広周宛長井雅楽書翰」(『詳伝』一三三頁)。
- (14) 「註(一)参照」(同前書九五頁)
- (14) 「航海遠略之藩是」(同前書五九頁)。
- (15) 「長井雅楽報告書」(同前書八八頁)
- (16) 註(9)参照。
- (17) 『詳伝』一二四〜五頁。
- (18) 文久二年三月「長井雅楽宛毛利慶親訓令」(同前書一二九

頁。

(19) 同前書六二頁。

(20) 同前書二二四―三〇頁。

(21) 「註(1) 参照」(同前書七四頁)。

(22) 文久元年六月二日「藩政府宛長井雅榮報告書」(同前書七九頁)。

(23) 「長井雅榮報告書」(同前書七七頁)。

(24) 「註(4) 参照」(同前書五七頁)。

(25) 註(18) 参照。

(26) 文久元年五月二日「久世広周宛毛利慶親建白書」。猶、この建白書は周布を中心に起草されている(同前書 一六一―四頁)。

(27) 同前書六二―三頁。

(28) 同前書六二頁。

### 三、薩摩藩公武合体運動

本節においては「航海遠略策」とほぼ同時期に推進された薩摩藩公武合体運動(島津久光率兵上京・大原勅使東下)と比較・検討することによって「航海遠略策」の特色を明らかにしたい。

「航海遠略策」と薩摩藩公武合体運動との共通点は、①「王朝論」的秩序観で天皇・將軍・大名の君臣關係を律し、全大名の主君という將軍の地位を否定し、天皇の最高君主化を図っていること  
② 同秩序観の全国統治権帰屬論に従って、中央統一権力として幕府が有する恣意的な政策決定権・指揮命令権の一部否定し、朝廷に

最高の政策決定権・指揮命令権を付与しようとする一方、幕府に「勅命」を遵奉すべき中間指揮・執行機関や政策の立案・予備審議機関の機能を課せようとしていること という基本的事項である。①は、後述する天皇・將軍間の君臣儀礼明確化・文久元年十二月二日附大納言近衛忠房宛書翰で鹿兒島藩主島津茂久・同父久光が「王臣」と自己規定していることで明らかである。②は、同書翰で久光らが「非常之聖断ヲ以テ表面関東へ勅使被差立」幕府に指示することや松平慶永大老就任を命じる幕府宛「勅命」渙發工作、さらには幕府による朝廷への「外夷御所置國是之御議論言上」を期待していた事実で確認される。しかし、これらは「大枠の共通性」というべきものであり、後述するようにその具体化に当っては姿勢の差異が看取される。以下、差異について述べよう。

差異の第一は、「王朝論」的秩序観の君臣關係実態化(共通性①)に関するものである。すなわち、薩摩藩公武合体運動は「是迄公武之御間柄名義不相当之儀細々御取調御変革」を企図し、「將軍家一代一度ハ是非御上洛之事」・「諸國書附認振之事」・「勅使御会釈向等其外段々可有之事」・和宮の待遇を「將軍家ヨリ諸大名エ御縁組ニ不準」ることなど天皇・將軍間における君臣儀礼確立を主張している。かゝる主張は「航海遠略策」では殆んど見られなかったものであり、天皇の「最高君主」化に関して薩摩藩公武合体政策がより徹底した体制確立を意図していることを示している。ゆえに、同公武政策は、將軍の「封建王」としての地位否定に関して「航海遠略策」に比し、より大きなダメージを与え、「王臣」たる雄藩の地位上昇・發言權伸長に資するものであったのである。これに加え、

同合体運動は、「朝廷御賄料」加増に関連して自派の公家の加増を企図しており、天皇・將軍間の君臣關係の徹底的体制化において党派性を露骨に蔽っていたといえよう。

差異の第二は、「王霸論」的秩序觀の帰屬論に従った新体制構築（共通性②）に関連するものである。すなわち、薩摩藩公武合体運動は「外夷御処置」等に関する「永世不朽ノ明制被為定、皇威海外ニ被為振候様」にする際に「天下ノ公論ヲ以」基準にすべきことを主張している。これは、「天下ノ公論」という上位概念で天皇による最高政策決定権の恣意的行使を同合体政策が規制しようとしたことを示している。当然、政策を現実にも左右すべきとされる「天下ノ公論」即現実の政策決定過程における主導権の所在といえるが、その具体的内容は「上者親王撰家公卿幕府ヨリ三家三卿列国大小藩ニ至ル迄無残」「朝廷ニ為致献白」「時之宜ニ從ヒ篤ト御決議者大樹家御相談之上可被仰出」というものである。これは、「王霸論」的秩序觀が有する二つの要素を政治の場で活性化しようとしたものといえよう。その一は、朝廷が本来、全国統治権を行使する最高統治機構である以上、その構成メンバーが政策決定に干与するのも当然であるという論理であり、その二は、大名は天皇の臣下である以上、天皇の政策決定に直接翼賛させるのも吝かでないという考え方である。その三は、將軍の中間統治機関としての位置を「尊重」して「大樹家御相談」を重視している点である。

以上のように「天下ノ公論」は「王霸論」的秩序觀に沿って想定されていたといえるが、薩摩藩公武合体運動の動向を見る時、全幕藩領主・公家の主張が「天下ノ公論」の実質的内容に相当するとは

云いがたいように思われる。この点について、まず、天皇（朝廷）による最高政策決定過程を分析しよう。

薩摩藩公武合体運動開始にあたって、同藩が「内策」を朝廷に具申し、同策に沿った「勅詔」降下による運動の成功を期している。これは、同藩が「王」たる天皇の最高政策決定権行使という形をとることによって幕藩体制の統治原理では何等の権威を有し得ない自己の政治的主張に「台命」を圧倒し得るイデオロギーの権威を付与しようとしたものであるが、注目すべきは、その際、天皇（朝廷）が同藩の政策決定に同調することが前提であり、天皇の政策決定を同藩の主導下に置こうとしている点である。次に、幕府による政策立案・予備審議過程についてであるが、同過程において、薩摩藩は、前述の「勅詔」・勅使大原重徳を楯に幕府の政策決定に関する恣意性を徹底的に規制し同藩の主張を同過程においても貫徹しようとしている。

また、「天下の公論」の具体的内容は、薩摩藩公武合体運動が有していた朝廷・幕府の人事改革構想によっても確認できる。同構想とは旧一橋派の復活・旧南紀派の排除を柱とし、その具体的内容は、朝廷では旧南紀派巨頭たる関白九条尚忠罷免・旧一橋派の前左大臣近衛忠熙の関白就任、幕府では旧南紀派將軍後見職田安慶頼・同派老中安藤信正の排黜、旧一橋派大名の一橋家前当主一橋慶喜將軍後見職・同福井前藩主松平慶永の老老（政治総裁職）任命というものである。以上の人事改革構想は、島津久光の亡兄齊彬が属した旧一橋派大名グループのそれを継承・修正したものといえ、同改革実現によって、同藩は、九条関白を拠点とする幕府の朝廷独占・利

用を打破すると同時に島津家と濃密な縁戚関係を有する近衛忠熙を中核とした自藩主導の朝政を確立する一方、幕府においても、久世・安藤政権を構成する旧南紀派・旧寛典派の内、自派にとつて敵対性著しいとされる旧南紀派の中に安藤信行を排除し自派の一橋慶喜・松平慶永を幕閣の上位に位置づけることによつて旧一橋派大名グループ主導の幕政を構築しようとしたものといえよう。以上の諸点、さらには尊攘派浪士を朝廷より排除すべしとの島津久光の主張を総合すると、「天下ノ公論」とは薩摩藩をはじめとする親藩・外様薩藩（旧一橋派大名グループ等）の政治的意見を中心としたものであり、同藩公武合体運動に敵対的な旧南紀派・尊攘派の主張は包含されていなかったと判断される。また、「国是」決定の際、大きな比重を占めるであろう「大樹家御相談」において松平慶永ら旧一橋派大名の存在が色濃くなることは予想されることであろう。ゆえに、「王」としての天皇による最高政策決定権等の恣意的行使や政策の立案・予備審議過程における幕府伝統勢力の主導権確立を同藩は希望しておらず、「天下ノ公論」の尊重とは、「王霸論」的秩序観に即した「人心」混乱の收拾・雄藩の政治的進出を目的としたイデオロギー上の「建前」・「統治形式」の秩序であったといえよう。かゝる薩摩藩公武合体運動の反幕的政治傾向は、現実の政策決定過程において幕府の政策決定権等を実質的に維持しようとした「航海遠略策」と対照をなしており、同政策決定過程の主導権をめぐつて二つの雄藩公武合体運動の間に基本的対立が存在していたと考えられよう。

差違の第三は、薩摩藩公武合体運動が幕府と別な政策執行機関設

立の萌芽を蔵していた点である。久光は、文久二年八月十九日附手控書において、① 役宅において老中が行なう従前の外交々渉の中止 ② 外務担当として「拾万石以上三拾万石以下之大名外藩四人御譜代四人ニテ参府ニテ交代ニ被命」ること ③ 新たに外務担当に任ぜられた外様・譜代大名は「小事者時々幕府エ伺ニ不及臨機ニ而可取計外国奉行以下其指揮ヲ受テ相勤候様有之度事」という構想を開陳している。この構想は、新外務当局中樞を譜代大名と折半することによつて幕府・譜代大名との調和を保ちつつ、有力外様大名の外交分野への進出・幕府外交当局の「吸収」を成功させ、幕府から一度の独立性を有した外交担当執行機関を設立しようとしたものといえよう。ゆえに、かゝる構想は、幕府と併立する政策執行機関設立の萌芽形態といえ、「王霸論」的秩序観に即した新体制において幕府がまがりなりにも確保していた諸藩に優越した地位―唯一の中間指揮・政策執行機関―の喪失へと発展しかねない「変革性」を備えていたものであり、この種の「変革性」は「航海遠略策」では殆んど見出し得ないのである。

差異の第四は、藩権力強化に関するものである。薩摩藩公武合体運動は、海防体制構築の一環として、① 参勤交代制緩和 ② ①による財政的賦課全廃を提唱し、藩軍事力整備のための財政基盤創出を主張している。これらの要求は、幕府の中央統一権力としての権力基盤・軍事統帥権の一部移譲・放棄を求めたものであり、「航海遠略策」の貿易権分有要求に相当している。しかし、両者が、幕府の犠牲による藩権力強化という藩としての共通した利害に立脚し

たものとはいえ、幕藩関係の基本たる軍役体系改編を唱えている点、幕府が有する中央統一権力としての権力基盤への攻撃性・「変革性」を薩摩藩公武合体運動は「航海遠略策」よりも多く蔵していたといえよう。また、「王霸論」的秩序観に即して見れば、参勤交代・大名家族江戸居住・大名手伝出金などが將軍―大名間の君臣関係を前提としていた以上、薩摩藩の要求はその君臣関係を空洞化させるとの意義を有しており、將軍と大名との間における主従関係を認めない「王霸論」的秩序観を軍役体系等の場面で実態化せんとしたものといえよう。

差異の第五は、敵対勢力肅正に關してである。薩摩藩公武合体運動は、幕閣・幕府官僚・大名・公家について各人「之正邪屹度御料シ有之度」と主張し、旧一橋派の有免や旧南紀派の処罰を唱えている。他方、「航海遠略策」は、文久二年春以後、孝明天皇の降位を図ったとして安藤信正の罷免を要求してはいるが、旧南紀派全体の責罰は要求しておらず幕府への攻撃性は稀薄であった。

差異の第六は、その政治的目的達成のために軍事力を使用し、幕府に対する藩の相対的上昇を現実政局に直接反映させたか否かという点に關してである。すなわち、島津久光は、「京地御十分之御守護不相備候テハ仮令非常之聖断被為在候テモ戊午（安政大獄）ノ覆轍ヲ踏候様ニテハ反テ奉増御難甚恐入候」との名目の下、京都・江戸に一、二七〇人余の兵力を集中し、大名による対朝廷政治的接触禁止という幕藩体制的ルールを藩軍事力を背景として公然と犯している。さらに、久光は、率兵上京によって降下された幕府宛「勅諭」について「若幕役共違勅ノ趣有之候ハ、速ニ弁責任候様」

「大名二三家江御内勅被相下」すことを計画し、「有志之諸藩合從致シ勅王義拳無相違其節ニ望ミ候得者勢難及故幕役モ戰慄シテ勅意ヲ奉シタテマツラスンハ無致方」くすべきことを目論んでおり、彼が、雄藩連合による軍事力使用の可能性を背景に「勅諭」―幕閣改造等の幕府に關する自政策―貫徹を期していたことが、わかる。この指針は、幕府に対する自政策貫徹の際、イデオロギー的根拠である「勅諭」の強制力不足を藩軍事力によって補充しようとしたものともいえよう。すなわち、中央政局参加・対朝廷政治的接觸に關する親藩・外様大名への幕藩体制的規制打破・自政策貫徹において、薩摩藩公武合体運動は、幕府承認裡の中央政局参加・入説活動のみによる朝廷の独占・利用という従来の親藩・外様諸藩政治行動の枠を脱け出し、藩軍事力を現実の政治過程に登場させ、幕府に対する藩の相対的上昇という現実の権力関係を実態化させるといふ新たな段階を創出したのである。ゆえに、同合体政策の武力行使が敵対的な「幕役」排除にとどまり、討幕に進むものではないにしても、その幕府に対する敵対性・「変革性」は、「航海遠略策」―入説活動による幕閣の承認後、特例として自藩の中央政局参加・対朝廷政治的接觸を基本とする―に比し、極めて大きかったといえよう。これを「王霸論」的秩序観に即して云えば、「航海遠略策」が、天皇（王）と大名（諸侯）との主従関係を前提とした大名による天皇・將軍（霸者）の結合強化・將軍擁護だったのである。薩摩藩公武合体運動は、天皇・大名の主従関係を前提とした天皇・大名の直接結合、それによる將軍の「矯正」だったのであり、天皇・大名の直接結合による「霸者」の資格を喪失した將軍の排除という段階の一步手前

に位置していたといえよう。

## 註

- (1) 『島津久光公実紀』一 四七頁(続日本史籍協会叢書版)  
 (2) 同前書四九頁。  
 (3) 同前。  
 (4) 文久二年六月十六日「老中脇坂安宅宛島津久光書翰」(同前書 一八八頁)。  
 (5) 同前年八月十九日「島津久光手控書」(同前書 二二七頁)。  
 (6) 同前年四月十六日「大納言近衛忠房宛島津久光建白書」(同前書 八五頁)。  
 (7) 同前年閏八月二十日「関白近衛忠熙・同忠房宛島津久光建白書」(同前書 二六二頁)。  
 (8) 文久元年十二月二日「近衛忠房宛島津茂久・久光書翰」(同前書 四九七五〇頁)。  
 (9) 例えば、文久二年六月十六日「脇坂安宅宛島津久光書翰」(同前書 一八五七頁)。  
 (10) 同前年四月十六日「近衛忠房宛島津久光上書」同年八月十九日「島津久光手控書」(同前書八三〇五・三三二七〇九頁)。  
 (11) 同前年八月十九日「島津久光手控書」(同右書三三〇〇一頁)。  
 (12) 「同前」(同前書 二二九頁)。  
 (13) 註(10)参照。

(14) 「註(1)参照」(『島津久光公実紀』一 四七〇九頁)。

(15) 「同前」・文久二年四月十六日「近衛忠房宛久光上書」

(同右書 五〇・八五頁)。

(16) 久光は、① 京都警備を従前の井伊家より大藩数藩(会津藩を含む)による輪番制に移すこと ② 大原勅使東下による国内改革推進中は諸藩の「京都手入れ」を厳禁すべきことを主張している(同前書 二五八〇九・六二〇四頁)。

## 四、結びにかえて

「封建王」たる將軍に大名が臣属する幕藩体制本来の統治原理を原点とするならば、「王霸論」的秩序観は、幕府を廃し「一君万民論」を実現した近代天皇制への過度過程において能動化した秩序論であろう。そして、同秩序観において、將軍が「王」としての地位を失なって「霸者」に墮しその「霸者」としての位置づけをも喪失していく過程が「幕藩体制」↓「公武合体(朝幕藩)体制」↓「朝藩体制」という維新変革のルートと対応しているものと考えられる。小論で扱った文久期の二つの雄藩公武合体運動は、まさに將軍が「霸者」に墮してしまった段階の体制構想といえよう。すなわち、「王霸論」的秩序観が包含している維新変革へのプラス因子は、<sup>α</sup> 天皇は將軍と大名の主君であり將軍は大名の「旗頭」にすぎない、<sup>β</sup> 天皇は全国統治権を本来、所有している、という二要素であるが、「航海遠略策」も薩摩藩公武合体運動も天皇↓將軍・大名間の君臣関係を体制化し天皇の「最高君主」としての地位を顕現化させるとともに天皇(朝廷)が最高の政策決定・指揮命令機関、將

軍(幕府)が「勅命」遵奉の中間執行・指揮命令機関・予備審議、

立案機関、藩(大名)が下部執行機関であることを「建前」として体制化している。しかし、両者は、「王霸論」的秩序観の体制化において段階の違いを見せていた。すなわち、君臣関係の分野では薩

摩藩公武合体運動が参勤交代制の緩和など幕藩体制下の將軍・大名間の君臣儀礼の空洞化を指向し將軍の「霸者」としての地位を濃厚にさせつゝあったのに比し、「航海遠略策」はかゝる傾向を有さず幕藩体制下の君臣儀礼を放置し將軍の「封建王」としての立場をこゝでは容認している。また、全国統治権の場では現実の政策決定過程のイニシアチブを薩摩藩公武合体運動は雄藩サイドが掌握するほか、幕府以外の中間機構設立の動きさえ見せ、「航海遠略策」は幕府の政策決定を擁護する形で長州藩が掌握することゝなっていた。

前者は、將軍の「霸者」——唯一の中間指揮命令・政策予備審議機関——の性格をも毀損し「諸侯」たる大名の「王」たる天皇との直接結合を推進する意義があったのに対し、後者は「封建王」たる將軍の最高政策決定権を実質的に確保しようとしたものといえよう。

以上のように、「王霸論」的秩序観に共に立脚しているとは云え、両者は明らかに段階格差を有しており、「航海遠略策」は幕藩体制↓「王霸論」的秩序(朝幕藩体制)の中間に、薩摩藩公武合体運動は「王霸論」的秩序↓朝幕藩体制に一步、踏み出した段階のものといえよう。特に後者は、勅詔を背景に藩軍事力行使をも辞さない形で「幕役」排除を図ろうとしていたことに象徴されよう。このように「王霸論」的秩序観は幅のある体制構想を生み出したのであるが、それは、朝廷・幕府という二つ中央統一政権の存在を前提にし

たゝめであり、極めて弥縫・過度的体制に結果したといえよう。

(高知大学・助教)